

## 北海道公立大学法人札幌医科大学 業務方法書

### (目的)

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)第22条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人法施行細則(平成19年北海道規則第35号)第2条に規定する事項を定め、北海道公立大学法人札幌医科大学(以下「法人」という。)の業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

### (業務の委託)

第3条 法人は、法人の定款第22条第1項第1号、2号、4号、5号及び6号に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができること認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。

### (委託契約)

第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

### (競争入札その他契約に関する基本事項)

第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができるものとする。

### (その他)

第6条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この業務方法書は、北海道知事の認可のあった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。